

小平市立小平第八小学校 いじめ防止基本方針

平成 30 年 6 月 1 日
小平市立小平第八小学校

1 いじめ問題に対する基本方針

学校一丸となって、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚を高め、指導力の向上と組織的対応に取り組む。さらに、児童からの声を確実に受け止め、教育委員会や保護者・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校作りに取り組む。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」文部科学省 より抜粋）

【平成 18 年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（ ）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下のとおり定義されている。

【本校のいじめに対する基本的な考え方】

いじめる児童に対して、「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。

日頃から、いじめの兆候を迅速に把握・対応する。

いじめられている児童を徹底して守り通す。

いじめられている児童の心情に即して解決する。

学校・保護者・地域が強く連携し、児童・生徒の育成を図ることを念頭におき、いじめの重大性と「いじめは絶対許さない」の認識に立ち、社会全体で解決を図る。

いじめの再発・連鎖を防ぐために、解決しても卒業するまで見届ける指導を行う。

2 主な取組

（1）いじめの未然防止のための措置

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。

役割は、日常的・定期的に児童の情報を共有し、いじめの実態把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチーム（学校経営協議会）を活用する。

全教育活動を通して、児童に「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度の育成を図る。

道徳教育や人権教育を充実させ、児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高め、いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。

また、いじめは絶対に許されないことを自覚するため、「いじめに関する授業」を、年 3 回以上実施する。

児童会活動等を通して、児童自身の主体的ないじめ問題への取組を支援する。

「いじめ防止教育プログラム」や「人権教育プログラム」を資料として、いじめに関する校内研修を年 3 回以上実施する。

（2）いじめの早期発見のための措置

「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年 3 回以上実施するとともに、「いじめ発見のチェックシート」を月 1 回活用し、いじめの確実な発見に努める。

スクールカウンセラーによる小学校第 5 学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。

関係機関との連携による学校非公式サイトの監視を行う。

いじめに関わる情報を確実に受信し、情報のファイリングを徹底する。ファイリングされた情

報や生活意識調査等により把握した情報の共有を図る。
保護者会や学校だよりを通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有を行う。

- (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進
児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り（SNS 八小ルール）等、保護者への協力を依頼する。
学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題ある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- (4) いじめの早期対応のための措置
いじめ対策委員会を核とした情報の共有を行い、把握した情報に基づく速やかな事実確認と対応策の検討を行い、実施する。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
被害の児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導等を行う。
学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力を図る。
地域人材を活用した登下校時の見守りを実施する。
- (5) 重大事態への対処のための措置
教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
法第 28 条に基づき、教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
いじめを受けた児童及び保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
また、いじめ対策緊急保護者会を開催する。